

学校だより 四箇郷小学校6月号 No.3 文責/校長：上田 仁 (No.38)

平成30(2018)年度：警報等発表時の対応について

— 地震発生時のことをもう少し詳しく —

※1.~2.は、すでにお知らせしている通りです

3. 地震が発生した場合

時刻	登下校について	給食は	家庭への連絡
登校前	震度5強以上の地震が発生した場合は、臨時休校【※注1】となります。	臨時休校となる場合は、給食も中止します。	メール配信【※注4】
	震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表される等、危険が予想される場合、臨時休校【※注1】とします。		
	上記以外の被害のでない程度の地震では、通学路の安全を確認の上、登校させて【※注2】ください。	給食は実施します。	原則しません【※注5】
登校後	震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、児童を避難誘導し、情報収集した上で、待機させるか下校させるか【※注3】を決定します。	地震が起きた時刻や状況によって対応は変わります。	メール配信【※注4】

※ここも変更はありません

【注1】
学校は避難所です。臨時休校になっても、休日や夜間であっても、状況に応じて体育館を開けることになっています

【注2】
お家の方で危険と判断した場合は、お子様を休ませてください

【注3】
学校管理下においては、たとえ保護者の方がお迎えに来た場合でも、校長(不在の場合は教頭)の判断で、安全を確認するまで間、お子様の帰宅を認めないこともあります

【注4】
①被害の状況によっては、「ぐるりんメール」でお知らせできない場合も考えられます
⇒その時は、本校HPも見てください
②場合によっては、メールやHPを使った情報伝達が機能せず、さらには電話もつながらない状況も考えられます
⇒その時は、学校屋上に設置している防災無線での放送によってお知らせすることもあります。あらかじめご承知おきください

18日に起こった大阪北部地震に関係して、22日の参観・懇談にて保護者の方よりご質問・ご意見がありました—

Q1. 四箇郷小学校のブロック塀は大丈夫なのでしょうか？

A1. 同じ思いの方がいらっしやって当然です。

教育委員会による市内全校の緊急点検(本校は20日の午前中に来校)の結果、本校は、「建築基準法に不適合の所はない」とのこと。また「ただちに危険という所はない」とのことです。

しかし、念には念をいれるということで、あるいは児童の安全への意識を高めるという意味で、校内の必要な所へ張り紙をしています。

Q2. あの時間、登校した児童についてはメールで連絡がきたが、登校中の児童もいたので、その後の安否確認の連絡も必要だったのでは？

A2. 他にも心配された方もあるかと思えます。今後は、途中経過の第1報をメールで送信した場合、その後の状況をお伝えする第2報を送信するようにいたします。

反面、今回の件でのメールでは、約20%の方が未開封でした。その日の学校へ問い合わせもなく、果たしてメール送信が必要であったか否かを今後の課題とし、検証しなければなりません。【※注5】

何れにしても、お家の方が必要とさせる情報を、「ぐるりんメール」やHPを使って迅速に正確に、そして端的にお知らせしなければならぬと考えます。

塀緊急点検 11校で不適合

06月21日 13時53分



今月18日の地震で小学生の女の子が倒れたブロック塀の下敷きになって死亡したことを受けて、和歌山市が市立の学校で緊急点検を行ったところ、建築基準法に適合していない高さのブロック塀などがある学校が11校あることがわかり、市では今後、改修を進めていくことにしています。

6/21 NHK和歌山 NEWS WEBより